

## 魚津市告示第102号

魚津市創業者支援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和元年9月26日

魚津市長 村椿 晃

### 魚津市創業者支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市創業者支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新規創業 次に掲げるいずれかにより、新たに事業を開始することをいう。

ア 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、市内において事業を開始すること。

イ 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出（以下「開業届」という。）により、市内において新たに事業を開始すること。

ウ 市外において事業を営んでいる小規模企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

エにおいて同じ。）が、市内において初めて事業を開始すること。

エ 既に市内において事業を営んでいる小規模企業者が、新たに別の法人を設立し、又は開業届により、市内において日本産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準をいう。）の大分類が異なる新たな事業を開始すること。

(2) 貸店舗等 賃貸借契約に基づき借主が貸主に家賃を支払う店舗又は事務所で、魚津市内に所在するものをいう。

(3) 事業承継 市内において既に営まれている事業の営業権を承継することをいう。

(4) 改装工事 事業用設備で貸店舗等に固定されるものの購入及びその工事をいう。

(5) 廃業等 事業を廃業又は休業すること若しくは営業権を他者に譲渡することをいう。

(助成金の交付)

第3条 市長は、市内における新規創業を支援することで、地域経済の活性化、市内商工業の継続的な発展及び多様な働き方の促進を図るため、新規創業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(交付対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 魚津市内において、新規創業し又は新規創業する予定であり、かつ、3年以上事業を継続する見込みのあること。

(2) 魚津中小企業相談所の指導を受けていること。

(3) 魚津市商工業振興条例（昭和57年魚津市条例第24号）第4条第1項第1号及び同項第2号に定める助成金の交付を受けていないこと。

(4) 規則附則第2項の規定により市税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事業を行う者に対しては助成金を交付しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業

(2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

(3) 事業承継により開始する事業

(4) 一般社団法人日本フランチャイズ協会に加盟している事業者との契約に基づく事業及びそれに類する事業

(5) 1週間の営業日数が年間平均して3日以下である事業

(6) 貸店舗等に常時1人以上の従業員が配置されない事業

(助成対象経費等)

第5条 助成金の種類、助成対象経費、助成金の額、助成金限度額及び添付書類は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象経費に対して、国、県その他機関からの補助金等の対象となっている経費は当該助成金の対象経費には含めないものとする。

(認定申請)

第6条 助成金の交付の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、あらかじめ、次の各号に掲げる日までに、魚津市創業者支援事業助成金認定申請書（様式第1号）に別表に規定する添付書類その他市長

が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 改装助成金 改装工事の着工の日。ただし、第7条第1項の規定により認定の取消しを受けた場合はこの限りでない。

(2) 奨励金 法人の設立日又は開業届に記載の開業日若しくは営業開始初日のいずれか早い日から3月以内

2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、認定の可否について、魚津市創業者支援事業助成金認定（不認定）決定通知書（様式第2号）により、認定申請者に通知するものとする。

3 第4条第1項第4号に定める要件の審査については、魚津市補助金等交付における市税等完納要件取扱要綱（平成31年魚津市告示第27号）第5条第1項第2号に規定する方法により行うものとする。

（認定の取消し）

第7条 前条第1項第1号の申請にかかる事業計画書の内容に大幅な変更が生じた場合又は改装工事の着工の日が3月以上遅延した場合は、市長は認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の取消しを行った場合は、魚津市創業者支援事業助成金認定取消通知書（様式第3号）により、前条第2項の規定により認定の決定を受けた者（以下「認定決定事業者」という。）に通知するものとする。

（交付申請等）

第8条 認定決定事業者は、次の各号に掲げる日から1月以内に、魚津市創業者支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）に、別表に規定する添付書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 改装助成金 改装工事が完了し工事費用の支払が完了した日

(2) 奨励金 認定決定日から6月を経過した日

（交付決定等）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定し、助成金の額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市創業者支援事業助成金交付決定兼額確定通知書（様式第5号）により、認定決定事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する通知の後、認定決定事業者から提出される魚津市創業者支援事業助成金請求書（様式第6号）に基づき、助成金を交付するものとする。

（事業報告）

第10条 前条第1項の交付決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、助成金の交付を受けた日から起算して3年の間、各年度3月31日ま

でに、魚津市創業者支援事業助成金事業報告書（様式第7号）に当該年度にかかると確定申告書又は決算書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第11条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 新規創業の日から3年以内に廃業等をした場合

（2） 新規創業の日から3年以内に助成に係る事業の拠点を魚津市外に移転した場合

（3） 前条に規定する事業報告書の提出がない場合

（4） 偽りその他不正の行為により交付決定を受けた場合

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が支払われているときは、交付決定事業者に対し、期限を定めて、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年4月1日からこの告示の公表の日までに新規創業した者については、第6条第1項第1号中「改装工事の着工の日」及び同項第2号中「法人の設立日又は開業届に記載の開業日若しくは営業開始初日のいずれか早い日から3月以内」を「この告示の公表の日から3月以内」と、第8条第1号中「改装工事が完了し工事費用の支払いが完了した日」及び同条第2号中「認定決定日から6月を経過した日」を「認定決定日から3月を経過した日」と読み替えるものとする。

（この告示の失効）

3 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条、第6条及び第8条関係）

助成金の種類	助成対象経費	助成金の額	助成金限度額	認定申請時添付書類	交付申請時添付書類
改装助成金	・新規創業にかかる貸店舗等の改装工事にかかる費用	助成対象経費の3分の1	50万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・魚津中小企業相談所の発行する相談証明書</li> <li>・市税等納付状況確認同意書</li> <li>・改装工事にかかる見積書の写し</li> <li>・工事内容のわかる図面等</li> <li>・魚津市民でないものは身分証明書の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象経費に係る請求書及び領収書の写し</li> <li>・改装前及び改装後の写真</li> </ul>
奨励金	・新規創業にかかる費用	10万円		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・魚津中小企業相談所の発行する相談証明書</li> <li>・市税等納付状況確認同意書</li> <li>・魚津市民でないものは身分証明書の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業の事実が確認できる書類</li> </ul>

備考

- 1 助成金の交付を受けようとする者は、改装助成金又は奨励金のいずれか一方を選択して第6条の申請をするものとし、同一認定決定事業者に対する助成金の交付は、1回限りとする。
- 2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 へ

申請者 住所  
氏名  
電話番号

印

魚津市創業者支援事業助成金認定申請書

魚津市創業者支援事業助成金の交付の対象となる認定を受けたいので、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金の種類 (どちらかを○で選択)	改装助成金	奨励金
2 対象経費	円	
3 認定申請額	(助成対象経費×1/3) 円	定額 100,000円
4 創業予定地	魚津市	
5 創業(予定)年月日	年 月 日	

添付書類

- ・事業計画書
- ・魚津中小企業相談所の発行する相談証明書
- ・市税等納付状況確認同意書
- ・その他関係書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

住所  
氏名

魚津市創業者支援事業助成金認定（不認定）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

- 1 認定します。
- 2 認定しません。  
認定しない理由

様式第 3 号（第 7 条関係）

住所  
氏名

魚津市創業者支援事業助成金認定取消通知書

年 月 日付けで認定決定した助成金について、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、認定の取消しを行いましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

1 認定取消の理由



様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所  
氏名

⑩

魚津市創業者支援事業助成金交付申請書兼実績報告書

魚津市創業者支援事業が完了し、助成金の交付を受けたいので、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

関係書類

改装助成金の場合

- ・ 助成対象経費に係る請求書及び領収書の写し
- ・ 改装前及び改装後の写真

奨励金の場合

- ・ 営業の事実が確認できる書類

様式第 5 号（第 9 条関係）  
魚津市指令 第 号

住所  
氏名

魚津市創業者支援事業助成金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました魚津市創業者支援事業助成金  
については、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第 9 条第 2 項の規定によ  
り、交付を決定し、併せて交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

請求者 住所  
氏名

印

魚津市創業者支援事業助成金請求書

年 月 日付け魚津指令第 号で交付決定を受けた魚津市創業者支援事業助成金として下記金額を請求します。

なお、助成金は次の口座に振込願います。

記

請求金額 円

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 支所			
	金融機関コード					店舗コード			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ								
	氏名								
種別	1 普通 2 当座 3 その他 ( )	口座番号							

※請求者名義の口座を記入してください。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

報告者 住所  
氏名  
電話番号

印

魚津市創業者支援事業助成金事業報告書

魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付年度 年度
- 2 交付決定番号 魚津市指令第 号（ 年 月 日付け）
- 3 交付決定事業者
- 4 助成金の種類 改装助成金・奨励金
- 5 交付金額 円

添付書類

- ・確定申告書又は決算書の写し
- ・その他関係書類